

○筑波大学入学料の免除及び徴収猶予規程

〔平成16年5月27日
法人規程第29号〕

改正 平成21年法人規程第11号
平成22年法人規程第20号
平成23年法人規程第35号
平成24年法人規程第36号
平成24年法人規程第51号
平成26年法人規程第59号
令和 元年法人規程第36号
令和 2年法人規程第33号
令和 2年法人規程第62号
令和 3年法人規程第 2号

筑波大学入学料の免除及び徴収猶予規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第18条及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第21条の規定に基づき、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第1条の2 学群学則第16条第1号に規定する免除に関し、この法人規程に定めのない事項については、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）及びその他関係法令等の定めるところによる。

(学長が相当と認める事由)

第2条 学群学則第16条第3号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、次のとおりとする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第3項に該当しない者であって、入学前1年以内において、当該者の学資を主として負担しているもの（以下「学資負担者」という。）が真にやむを得ない事由により失職し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合。ただし、学資負担者の失職の事由が長期療養のためである場合は、その時期が入学前1年以内であることを要しない。

- (2) その他特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合

2 大学院学則第19条第3号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、次のとおりとする。

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が真にやむを得ない事由により失職し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合。ただし、学資負担者の失職の事由が長期療養のためである場合は、その時期が入学前1年以内であることを要しない。
 - (2) その他特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合
- 3 学群学則第17条第3号又は大学院学則第20条第3号の法人規程で定める学長が相当と認める事由は、学資負担者の失職等やむを得ない事情があり納付期限までに納付が困難であると認められる場合とする。

(申請)

第3条 免除又は徴収猶予の申請は、当該学生が入学手続期間内に行うものとする。ただし、免除の申請において学長が特に必要と認める場合は、入学手続完了後であってもこれを行うことができるものとする。

- 2 免除の申請をした者であって、免除を不許可とされたもの又は一部の免除を許可されたものに係る徴収猶予の申請は、不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に行うものとする。
- 3 学群学則第16条第1号に規定する免除の申請は、次に掲げる書類を、所属の学群長、グローバル教育院の教育院長又は総合学域群長を経て学長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 大学等における修学の支援に関する法律による入学料免除申請書
 - (2) その他学長が提出を求める証明書等
- 4 学群学則第16条第2号及び第3号並びに大学院学則第19条に規定する免除又は徴収猶予の申請は、次に掲げる書類を、所属の学群長、総合学域群長、学術院長又はグローバル教育院の教育院長を経て学長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 入学料免除等申請書
 - (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の証明書(学群学則第17条第1号又は大学院学則第19条第1号若しくは第20条第1号の規定による場合に限る。)
 - (3) 被災による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長等の証明書(学群学則第16条第2号若しくは第17条第2号又は大学院学則第19条第2号若しくは第20条第2号の規定による場合に限る。)
 - (4) その他学長が提出を求める証明書等
- 5 第2項による徴収猶予の申請は、入学料徴収猶予申請書を、所属の学群長、総合学域群長、学術院長又はグローバル教育院の教育院長を経て学長に提出することにより行うものとする。
- 6 第10条に規定する場合は、申請を必要としない。

(選考及び許可)

第4条 免除又は徴収猶予の許可は、免除等選考委員会の議を経て学生を担当する副学長（以下この条において「担当副学長」という。）の選考に基づき、学長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、学群学則第16条第1号に規定する免除の許可は、担当副学長の選考に基づき、学長が行う。

3 第1項に定めるもののほか、学群学則第16条第2号及び第3号並びに大学院学則第19条に規定する免除並びに徴収猶予に係る選考並びに免除等選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(許可の取消し)

第5条 学群学則第16条第1号に規定する免除を許可された者が、修学支援法第12条第1項に該当することとなった場合には、学長は、許可を取り消すことができる。

2 学群学則第16条第2号及び第3号並びに大学院学則第19条に規定する免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当することとなった場合には、学長は、許可を取り消すことができる。

(1) 免除又は徴収猶予を許可された者の申請について虚偽の事実が判明した場合

(2) 徴収猶予を許可された期間内に懲戒を受けた場合

3 前項第1号又は第1項の規定により免除又は徴収猶予の許可が取り消された者は、納入すべき入学料を、取消しを告知した日から起算して30日以内において学長が指定する期間に納付しなければならない。

4 第2項第2号の規定により徴収猶予の許可が取り消された者は、未納の入学料の全額を、取消しを告知した日から起算して30日以内において学長が指定する期間に納付しなければならない。

(免除実施可能額)

第6条 学群学則第16条第2号及び第3号並びに大学院学則第19条に規定する免除に係る免除実施可能額は、学長が別に定める額とする。

(免除の額)

第7条 免除の額は、原則として、学群学則別表第1又は大学院学則別表第1に規定する入学料の全額又は一部とする。

(徴収の猶予)

第8条 免除若しくは徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

第9条 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者に係る入学料は、不許可又は許可を告知した日から起算して30日以内において学長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

2 徴収猶予が許可された者に係る入学料は、入学した年度の2月末日まで、その徴収を猶予する。

3 第5条の規定により免除又は徴収猶予の許可を取り消された者に係る入学料は、取消しを告知した日から起算して30日以内において学長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

4 前3項に規定する徴収猶予の期間が終了しても入学料を納付しなかった者については、学長

が除籍する。

(死亡等による免除)

第10条 免除又は徴収猶予を申請した者について、第8条に規定する徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者について、前条第1項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 徴収猶予を許可された者について、前条第2項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、未納の入学料の全額を免除する。

5 免除又は徴収猶予の許可を取り消された者について、前条第3項に定める期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

6 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、平成16年度の入学者から適用する。

附 則 (平21.3.4法人規程11号)

この法人規程は、平成21年3月4日から施行し、改正後の筑波大学入学料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平22.3.25法人規程20号)

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平23.7.28法人規程35号)

この法人規程は、平成23年7月28日から施行し、改正後の筑波大学入学料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平24.3.29法人規程36号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平24.9.6法人規程51号)

この法人規程は、平成24年9月6日から施行し、改正後の筑波大学入学料の免除及び徴収猶予規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平26.7.24法人規程59号)

この法人規程は、平成26年7月24日から施行し、改正後の筑波大学入学料の免除及び徴収

猶予規程の規定は、平成26年度入学者から適用する。

附 則（令元．12．26 法人規程36号）

（施行期日）

1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の研究科長に係る第3条第3項及び第4項の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2．3．26 法人規程33号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2．10．22 法人規程62号）

この法人規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令3．1．28 法人規程2号）

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。